

●香川県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年4月1日から同月21日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 国分寺太田上町線（171号）
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
高松市鹿角町字上東原24番1 地先から	前	—	—	路線網の見直しによる道 路区域の延伸
高松市太田上町字高洲294番 1地先まで	後	25.1～54.6	541	

- 4 供用開始の期日 令和7年4月1日